

別紙		
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件に関する意見募集の結果と考え方		
○合計167件の個人または団体から御意見をいただきました。 ○いただいた御意見とその御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、御意見を内容別にまとめているため、合計件数と一致しません。 ○なお、今回の意見募集と直接関係しない御意見をいただいておりますが、お答えすることを差し控えさせていただきますのでご了承ください。		
No.	寄せられた御意見の要旨	御意見に対する農林水産省の考え方
Ⅰ 総論		
1	1 改正案全般について	
	農地への太陽光設置そのものへの反対・原則禁止要求（同旨10件） 「営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の拡大・ルール整備に反対し、農地を食料生産の基盤として守ることを最優先とする政策への転換を求める。 農地は食料生産の基盤であり、発電事業のために利用すべきではない。「営農型」という名目のもとで農地への太陽光発電設備の設置を拡大することは、本質的に農地の破壊・食料主権の喪失・環境破壊につながるものであり、強く反対する。 食料自給率100%を目指すべき我が国において、農地上に太陽光発電構造物を乱立させることは食料安全保障に反し、本末転倒である。農業と農地を守る真の道は、発電事業と農業を抱き合わせるのではなく、国内の農家のみで食料を生産できる環境を整えることに注力することである。 太陽光発電の普及を図るのであれば、農地ではなく建物の屋根への設置を優先すべきであり、営農型太陽光発電に関する対策パッケージ全体を廃案とし、政策の根本的な見直しを求める。	今回の制度改正は、営農型太陽光発電を導入するには適切な営農の継続が前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めること等により、ご懸念のように、優良農地の損失等につながる形で設備が導入されることが無いよう、適正化を図るものである。 営農型太陽光発電は適切に取り組む限りにおいては、農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、厳格に制度を運用していくとともに、農業との両立が図られる取組については適切な導入を促したい。
	優良農地への設置制限強化（同旨3件） 食料安全保障を最優先とすべきであり、農地は国民の食料を生産する基盤であることを踏まえる必要がある。健全な農林漁業の発展と営農型太陽光発電の両立は困難であるとの農業者の認識もあり、特に優良農地（農用地区域内）や良好な営農条件を備えた農地における太陽光発電の設置を認める現行法制度は、国の農地保護の姿勢と矛盾している。したがって、こうした農地については、将来の農業利用や農地集積等が阻害されることのないよう、農地保護を優先する考えを明確にした上で、営農型太陽光発電を含む発電事業に関する判断を厳格に行うべきである。	営農型太陽光発電は、適切に取り組む限りにおいては、農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、優良農地への設置を一律に排除する制度とはしていないものの、ご懸念のように設置の方法や場所によっては将来的な農地集積・集約化の妨げとなることも懸念されることから、今回の制度改正において具体的な数値指標等を定めることにより、適正化を図ろうとするものである。 ご意見を踏まえ、優良農地の確保等の政策と矛盾しないよう、基本的な考え方を明確にしながら、適切な導入を促したい。
	農地の食料生産機能の長期的維持・原状回復可能性の確認（同旨3件） 営農型太陽光発電の支柱基礎については、農地への影響が小さく、容易に撤去・原状回復できる工法（杭基礎等）を原則とすべきである。 その理由として、農地内で生コンクリートを直接打設する基礎工法は、作土層や土壤環境への悪影響を及ぼすとともに、将来的な設備撤去時の原状回復が困難となるためである。特に水田は長期にわたり整備されてきた土地であり、一度建造物を設置すると農業への復帰に多大な時間を要し、農地としての持続的な利用が困難になるおそれがある。 したがって、生コンクリートを農地内で直接打設する施工方法は原則として避けることとし、この方針を基本方針等に明示すべきである。	ご意見を踏まえ、支柱の設置時に容易に撤去できる施工方法を用いることが原則であることについては、運用のばらつきが生じないよう、執務参考資料において明示してまいりたい。
	遊休農地・耕作放棄地等での営農型太陽光発電の推進・柔軟な基準設定（同旨9件） 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、耕作放棄地・遊休農地の有効活用を通じて、地域活性化・農業再生・エネルギー自給に貢献する公益性の高い取組であり、規制を強化する今回の対策パッケージの方向性には懸念がある。以下の観点を踏まえ、実態に即した積極的な推進策とすべきである。 1. 耕作放棄地・遊休農地の有効活用による地域・農業再生 ・営農型太陽光発電は、耕作放棄地の有効活用を通じて地域活性化に貢献する。 ・特に、耕作放棄地・遊休農地を再生し、担い手が継続的な営農体制を構築する「耕作放棄地再生型」は公益性が高く、農業再生に貢献するため、優先的・積極的に推進する枠組みを設けるべき。 ・担い手のない土地の再生や地域作物導入を一体的に行う事業を「望ましい営農型太陽光発電」の事例として基本計画に位置付け、促進すべき。 2. エネルギー自給・食料自給の両立 ・安全な脱炭素電力の自給と食料自給の両立を目指し、国策として（国有的）放棄地等を活用して積極的に普及させるべき。 3. 今回の対策パッケージへの懸念 ・遊休農地を有効活用している事例が多数あるにもかかわらず、今回の対策がその活用を縮小する方向にあるため、再生可能エネルギー事業全体の委縮を招き、趣旨に反する結果となる懸念がある。 ・耕作放棄地の減少に寄与する営農型太陽光発電への規制は、かえって農業全体の縮小や長期的な持続可能性の低下につながりうる。 ・対策は実態に合わせたものとすべきである。 4. 制度設計上の配慮事項 ・大規模農地だけでなく、耕作放棄地が増加する中小農地での低圧型太陽光発電の導入促進も考慮すべき。 ・適否判断においては、現在の営農状況だけでなく、地域計画等に示された将来の農地利用も重要な評価要素とすべき。 ・将来的な土地改良事業等の妨げになる場合は慎重に判断する。 ・担い手不足・条件不利地等で遊休化が懸念される農地については、営農維持・継続の手段となり得ることを積極的に評価すべき。 以上を踏まえ、営農型太陽光発電を農業再生とエネルギー自給に資する取組として積極的に評価し、特に耕作放棄地再生型を優先的に推進するとともに、大規模農地・中小農地の別や将来の農地利用を踏まえた実態に即した柔軟な制度設計とすることを求める。	今回の制度改正は、農地に太陽光発電設備が導入される場合においては農業と両立する望ましい形で導入されるよう、適切な営農の継続が大前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めることにより、規律強化を図るもの。ご意見を踏まえ、不適切な事業への厳格な対応とともに、遊休農地の再生利用も含めた優良事例集の作成等により、農業と両立する望ましい取組については推進してまいりたい。
	食料安全保障と農地の役割（同旨10件） 日本の食料安全保障を最優先に位置付け、農地は国民の食料生産の根幹であるという認識のもと、以下の方針を明確化すべきである。 【農地保全の原則】 限られた農地は一度機能を失えば回復が困難であるため、安易な転用を避け、優良農地の保全・荒廃農地の優先活用・事業終了後の原状回復を基本方針とすべきである。 5. 【営農型太陽光発電への慎重な対応】 食料自給率100%を目指すべき我が国において、農地への大規模構造物の乱立は食料安全保障に反する。営農型太陽光発電については、将来の農業利用・農地集積・担い手への承継等を阻害しないよう厳格に判断し、地域住民の意見を実質的に反映させるべきである。 【農業本来の持続性強化】 農地と農業を守る本質的な手段は発電事業との抱き合わせではなく、農産物の適正な価格形成・農業者支援・後継者確保・新規就農者の参入促進・食料生産環境の整備といった農業本来の持続性を高める施策である。	ご意見を踏まえて、食料安全保障の確保等に支障を生じる形で設備が導入されることが無いよう、慎重に制度を運用してまいりたい。
6	再エネ賦課金・補助金への反対・不透明性への批判（同旨2件） 不適切な発電事業が横行する根本原因は、電気の買取価格や補助金が過剰であることによる発電事業者の利益追求にあると考えます。このため、問題の本質を見極めるにあたっては、農業経営や地域振興といった論点を安易に混同すべきではありません。 その上で、FIT制度に依存せず、かつ農業関連補助金も活用しない自家消費型の再エネ事業、すなわち国民負担増に直結しない営農型太陽光発電の事業モデルについては、積極的に評価し、その促進を求めます。	今回の制度改正は補助金制度に関するものではないものの、いただいた御意見は関係省庁とも共有しつつ、今後の参考としたい。 また、ご意見の通り、エネルギーを地産地消する自家消費型の取組は望ましい取組の一つであると考えており、農業との両立が図られる望ましい取組については評価し、適切な導入を促したい。
7	KPIの設定（同旨5件） 農山漁村における再生可能エネルギー導入に関する基本方針について、政策効果を客観的に評価・検証するための仕組みが不十分であることを指摘し、成果指標（KPI）の設定と定量的な議論の実施を求める。 1. 成果目標・KPI設定の必要性 今回の政策は具体的な効果や目標設定が抽象的であり、税金を使う以上、より定量的かつ具体的な議論が行われるべきである。政府が推進するEBPM（根拠に基づく政策立案）の趣旨に照らし、本案件において成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示すべきである。また、政策効果を検証可能な成果指標・基準値・目標値・達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表すべきである。農山漁村の活性化は国民生活に直結する重要事項であることから、成果目標とKPIの明示を強く要望する。 2. 具体的なKPIの提案 「地域活性化」「農林漁業との調和」「安全性向上」を直接測定できるKPIとして、以下の導入を提案する。 地域活性化については、地域収入の増加額、地域雇用の創出数、地域協議の実施率を指標とする。農林漁業との調和については、農林漁業への悪影響件数、農地・漁場の適正利用率、地域農林漁業者との協議実施率を指標とする。安全性向上については、設備点検の実施率、事故・不具合の発生件数、改善指導の履行率を指標とする。制度運用については、基本方針に基づく事業の公表件数、改善命令の処理期間、事業者の報告提出率を指標とする。 3. KPI算出のためのデータ収集方法 KPI算出に必要なデータは、関係者の役割分担により収集すべきである。自治体は地域協議の実施状況、地域活性化効果、苦情件数を継続的に集計する。再エネ事業者は設備点検記録、安全管理体制、改善指導対応状況を提出する。農林水産省は全国統計の整理・分析を行う。 4. KPI設定・運用上の留意点 KPIの設定に不明点があれば、欧米で一般的に使われている事例を参考に、欧米の関係者への確認を検討すべきである。また、透明性確保のため、グリッドセルの下位10パーセンタイルおよび完全な空間分布の報告を求めるべきだが、この下位10パーセンタイルは透明性指標であり、追加的な地点別閾値ではないことを明確にすべきである。 5. 営農型太陽光発電に関する意見 第5の1（4）で営農型太陽光発電を市町村の目標設定の例外としているが、他の発電と同様に市町村が目標を設定すべきであり、例外とする必要はない。営農型太陽光発電について、市町村・自治体が食とエネルギーの自給を目指す具体的な普及目標（例：基本計画策定市町村数、導入面積、発電設備容量など）を設定すべきである。	ご意見を踏まえ、今回の制度改正後の不適切案件の是正状況等の効果をよく検証するとともに、設備下での収量等の情報収集を行いながら、今後も必要な政策を検討してまいりたい。
8	「農業が主、発電は従」原則の明確化（同旨6件） 営農型太陽光発電においては「農業が主、発電は従」の原則を基本方針および実際の運用に明確に反映させ、発電事業の利益や再生可能エネルギー導入量の確保よりも、農地の保全・食料生産・農業者の経営継続を最優先すべきである。 具体的には、以下の点を求める。 ・政策の目的化への懸念 再生可能エネルギーの導入が目的化し、農業が形式的なものとなることを防ぐべきである。大規模なメガソーラー施設は営農型太陽光発電の趣旨と馴染まず、大区画の畑への設置は作業効率や生産性の低下を招くおそれがあり、政策の矛盾となりがけない。 ・制度評価軸の見直し 制度の評価は発電量ではなく、「農業が継続されているか」「農家の所得が向上したか」「農地が次世代へ引き継がれたか」を基準とすべきである。 ・実効性のある制度整備 上記を担保するため、実効性のある基準・監督体制・情報公開の仕組み、および撤去・原状回復制度を整備すべきである。 ・農業支援のあり方 発電事業による収益と農地の食料生産機能の維持は必ずしも両立しない。所得向上や地域活性化を理由とする発電事業は食料生産機能の維持とは異なる観点であり、これらを同列に扱うべきではない。日本の農業と農地を守るためには、発電事業と農業を抱き合わせるのではなく、純粋な農業支援の仕組みを確立すべきである。	今回の制度改正は、ご意見の通り、適切な営農の継続が前提であるといった原則を基本理念として明確化することで、営農が発電の手段として形ばかりのものとなることがないよう適正化を図るものである。 ご意見を踏まえ、毎年の実績報告等を基に、適切に営農が継続されているか等を確認することで、営農型太陽光発電の適正化が図られるよう、制度の実効性を確保してまいりたい。 農業支援のあり方についての意見は、農政全般に関するご意見として承りたい。

	農業と再エネの共存・規制のあり方（同旨5件） 農業経営の安定を土台としつつ、農業と再生可能エネルギーの両立を図る明確な政策指針を示すべきである 営農型太陽光発電に関する規制強化を検討する前に、まず農業政策全体として、農家が持続的に営農できる仕組みやインセンティブを優先的に整備することが重要である。営農型太陽光発電を単なる農家の副収入と位置付けるのではなく、国（農林水産省）は、農家が農業一本で生計を立てられるよう、農業経営の安定を保证する責務を負うべきである。 その上で、国は農業と再生可能エネルギーのいずれか一方を推進するのではなく、農地を守りつつ再生可能エネルギーも推進するという両立の立場から、明確な指針を示すべきである。本対策パッケージの制度趣旨は、単なる再生可能エネルギーの導入促進ではなく、農林漁業の健全な発展との調和にあることを明確にする必要がある。 具体的には、本改正案は、以下のような日本の農業が根本的に対応すべき政策課題に対応した解決策を示すべきである。 ・農地の維持 ・新規営農者の確保 ・消費者ニーズに沿った作物栽培による経営強化 ・農地の多面的価値の周知 ・再生可能エネルギー導入目標（2030年までに4.1GW）の達成 これらの課題への対応を通じて、農業経営の安定を基盤としながら、再生可能エネルギーの促進も併せて図るべきである。	今後の政策設計に向けたご意見として承りたい。
	2 施行時期について	
	施行時期に対する配慮と十分な周知期間の確保（同旨14件） 新制度の施行にあたっては、十分な準備期間・周知期間・経過措置期間を確保するため、施行時期を令和9年度以降（2027年4月1日以降）とし、猶予期間を関連制度の公表から少なくとも1～2年程度確保することを求める。 現行案では「令和8年9月末以降」の施行、「施行後4か月」の猶予期間とされているが、これは以下の理由から性急であり、事業の停滞や制度運用の混乱を招く懸念がある。 1. 自治体への影響 ・市町村が基本計画を策定するには数か月～1年以上を要するため、公布と同時に施行では計画未作成の自治体で申請ができない「空白期間」が生じる恐れがある。特に小規模自治体への影響が大きい。 ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会の設置が全体の1割未満にとどまっており、関連計画の策定から着手する必要がある。 ・意見公募時の案の4か月の猶予期間では、基本計画策定に要する実質的な期間と整合しない。 2. 農業者・事業者への影響 ・現在計画中の案件に支障が生じる可能性があり、農耕機械や環境への影響に関する科学的な裏付けも不足している。 ・短い猶予期間では、営農型太陽光発電事業を事実上停止させてしまう懸念がある。 3. 周知・説明の不足 ・自治体や農業者への十分な周知・説明の機会が確保されていない。必要に応じてゼロベースでの見直しも検討すべきである。 以上より、少なくとも1～2年間の猶予期間を設けた上で令和9年度以降の施行とし、経過措置期間についても関連制度の公表から1～2年程度を確保することを求める。	農山漁村再生可能エネルギー法の施行規則及び告示の施行については、ご指摘の通り「令和8年9月末以降」としているが、これらは、内容の性質から市町村が基本計画の策定等に着手する上で必要な施行スケジュールとなっているところ。 設備の許認可に関わる農地法施行規則の施行時期については、ご意見の通り2027年4月1日の施行としている。 ご意見を踏まえ、地方公共団体等に対しては十分な周知・説明を行ってまいりたい。
	駆け込み需要防止のため移行期間を短くしてほしい 新たな許可基準の厳格化により、現行制度期間中に駆け込み需要が増加し、農業委員会等の窓口業務が圧迫される懸念があるため、移行期間の短縮を要望する。	ご意見を踏まえ、今回の制度改革に当たっては、基本計画を作成する市町村において検討に必要な準備期間を確保しつつ、可能な限り速やかに移行したい。
Ⅱ 農地法		
	既存案件への適及適用への反対（同旨12件） 1. 法的・原則的問題 既に許可を受け稼働している事業に対し、「年間50万円以上の生産・販売実績」や「地域計画上の担い手であること」といった新たな基準を後から適用することは、法の不適及の原則・不利益適及の観点に反するものであり、財産権の保護および予見可能性の確保の観点からも認められない。 2. 事業継続への深刻な影響 新基準の適及適用により、適切に営農を継続してきた優良な既存事業者が更新時に不適切と見なされ、設備撤去・融資の期限の利益の喪失・事業継続困難といった重大な損害を被るおそれがある。 3. 経過措置の必要性 ・施行日前に許可を受けた既存案件については、許可期間中は従前の基準を適用すること ・更新時においても、市町村の基本計画作成状況に左右されない十分な経過措置を明記すること ・公布から少なくとも1年間の移行期間を設けること 4. 新旧基準の区別 新規事業への新基準適用には異論がないが、既存事業については従来の農地法一時転用許可基準を適用し、事業の安定性・継続性を保障すべきである。 【結論】 当初の条件のもとで真摯に営農を継続してきた既存事業者の努力と投資を尊重し、事業収益を見込む期間（約20年）は当初の認可条件に基づく事業継続を認めるよう、経過措置の明確な規定を強く求める。	今回の制度改革に当たっては、改正農地法施行規則附則において講じる経過措置により、既存の設備については、農地法に基づく再許可の申請を行うことが可能な仕組みとなっているため、適切な営農が継続されている場合においては、ご懸念のように市町村の基本計画作成状況に左右されることなく、稼働済みの設備の一時転用許可期間の更新を行うことは可能である。 また、既存設備の再許可申請の際、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針において定められる遮光率等の設備に関する基準については、許可基準として扱わないものとして考えているところ。
	農山漁村再エネ法の認定事業を一時転用許可の対象外とする代替案の提示（同旨2件） 営農型太陽光発電の適正化を図るにあたっては、農地法上の一時転用許可制度と、農山漁村再生可能エネルギー法（再エネ法）に基づく設備整備計画の認定制度を、相互補完的に活用すべきである。 具体的には、再エネ法に基づく設備整備計画の認定を受けた事業については、農業用ハウスと同様に農地転用許可手続を簡素化・対象外とする一方、その前提となる認定基準および農地法上の一時転用許可基準について、営農の継続性・優良農地の保全を確実に担保できるよう厳格化する。 これにより、適正に営農が継続される事業には手続負担を軽減して再生可能エネルギー導入を促進しつつ、実効性ある規制により不適切な農地転用を防止するという、両立を図ることが可能となる。	ご提案の内容については、営農が適切に継続されない場合に設備が確実に撤去されること等を担保する上で制度上の課題があると考えられるが、参考意見として承りたい。
Ⅲ 農山漁村再エネ法		
	1 全般	
	農民の自己決定権の最優先（同旨2件） 第一次産業における政策、とりわけ営農型太陽光発電などの再生可能エネルギー導入にあたっては、農民・漁民・林業従事者といった第一次産業に携わる人々自身の自己決定権を最優先とすべきである。国や自治体が特定の作物を推奨したり作付判断を制約したりすることは、農業者の経営の自由を損ない、本来果たしてきた役割（経営改善と所得向上）を阻害するおそれがある。したがって、国や自治体は個々の取り組みを邪魔することなく、当事者の決定権を尊重し、その活動を支援することに徹するべきである。	農業との両立が図られない不適切な取組が広まる中で、適切な取組の導入を図るためには、地域や当事者に任せるのではなく、国や地方公共団体の適切な関与が必要と考えているが、ご意見として承りたい。
	評価項目の明確化と合理的な規制（同旨3件） 営農型太陽光発電事業に関する制度設計にあたっては、事業の適正性と地域貢献の両立を図る観点から、以下の点を柱とした仕組みを構築すべきである。 1. 評価・支援の二段階化と規制のメリハリ 必須条件（営農継続、安全、第三者補償、撤去費用）と、促進すべき項目（農業所得、作業性、地域還元、電力の地域利用）を明確に区別し、二段階の評価・支援の仕組みを導入すべきである。 2. その上で、全国共通のデータベースにより毎年の収量・品質・発電量等を把握し、猛暑・冷夏・病虫害等の自然要因による収量低下を正當に評価できる仕組みを整備する。これにより、適切な営農を続ける優良事業者には手続を簡素化する一方、営農放棄や虚偽報告を行う悪質案件には重点的に行政指導・取り消し・撤去命令を行うなど、メリハリのある体制を確立すべきである。 2. 事業実態に応じた合理的な規制 大規模な不適切事業と、地域貢献をしながら適正に運営されている小規模事業者を区別せず、一律に規制を厳格化することは不適切である。事業の規模や実態に応じた合理的な対応を求める。	ご意見を踏まえ、審査や評価の基準については明確化を図ることにより、優良な取組が正當に評価されるよう適正化を図りながら、不適切な取組には厳格な対応を行い、制度の実効性を確保してまいりたい。
	農業委員会の関与強化・役割・判断基準の明確化・立入検査の実施（同旨2件） 実質的な営農を伴わない事例への対応は、事前の足切りによってではなく、農業委員会または第三者機関による定期的な営農点検の強化によって行うべきである。あわせて、市町村が農用地域域内農地や良好な営農条件を備えた農地を設備整備区域から除外する判断を行えること、及びその判断に個別具体的な説明を要しないことを明示すべきである。	ご意見を踏まえ、農業委員会や市町村の判断が適切に反映されるよう、制度を運用してまいりたい。
	都道府県による広域的把握・補完機能・特例判断の確保（同旨2件） 営農型太陽光発電の適正な導入を地域の実情に応じて促進するため、都道府県および市町村の役割・裁量を明確化するとともに、都道府県による補完的な仕組みを整備すべきである。具体的には、以下の措置を求める。 1. 都道府県による指針策定と市町村による活用の仕組み 都道府県が推奨作物リスト等の指針を策定し、市町村が基本計画において活用できる仕組みを設けるべきである。少なくとも、都道府県が指針を示せることを明確にする必要がある。これにより、地方自治体の役割と裁量を明確にし、地域の実情に応じた適正な導入を促進することができる。 2. 都道府県による救済・補完措置の整備 地域計画の未策定・未実施や協議頻度が少ない市町村の実情に配慮し、事業許可・認定手続の長期化を防ぐため、都道府県による特例判断や代替手続といった救済・補完措置を設けるべきである。 以上のとおり、都道府県が指針の策定・提示を通じて地域の営農型太陽光発電の方向性を示すとともに、市町村の対応が十分でない場合には都道府県が補完的に判断・手続を担える仕組みを整えることで、地域の実情を踏まえた円滑かつ適正な事業推進を図るべきである。	ご意見を踏まえ、適切に市町村の事務を支援しながら、国及び都道府県において必要な協議・助言を行ってまいりたい。
	三層審査体制（市町村・都道府県・国）の構築要求（同旨1件） 再生可能エネルギー設備の整備・運用における制度設計にあたっては、関係機関の役割分担と省庁間の連携体制を明確化することが不可欠である。 具体的には、市町村だけでは安全性・費用負担・復旧方法を判断できない場合に、都道府県又は国へ上申するための条件および受領主体をフローで明確化し、上位機関へ確実に判断を引き継げる仕組みを整備すべきである。	農山漁村再生可能エネルギー法においては、設備整備計画の認定に際して、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができるものとしているところ。 ご意見を踏まえ、関係機関の役割分担を明確化し、国及び都道府県において必要な協議・助言を行ってまいりたい。
	標準処理期間・手続フローの提示（同旨2件） 関係機関の連携における具体的な手続の明確化と、事業者対応の透明性確保について 「関係機関が連携して適切に対応する」といった抽象的な記載にとどめず、具体的なフローや文書化された手順を示すべきである。後続文書で処理する場合には、その文書の作成主体・文書の種類、最低記載事項・公表時期を最終的な基本方針に明記することを求める。 また、連携フローの各段階においては、次の担当機関へ引き継ぐ最低限の情報と、受領後に処理を開始する条件を含めることで、円滑な情報連携を確保すべきである。	ご意見を踏まえ、執務参考資料により速やかに手続フロー等の明確化を図りたい。

7	外国資本・実質的支配者（UBO）の透明化・規制強化（同旨6件） 営農型太陽光発電事業の拡大において、外国資本や外国法人による日本の農地・発電事業に対する実質的な支配を防止し、食料安全保障および食料主権を確保すべきである。 1. 食料安全保障・食料主権の保護 外国資本による農地や発電事業の実質的な支配は、日本の食料安全保障・食料主権を脅かす可能性があるため、これを防止すべきである。 2. 日本人による管理体制の確保 外国資本や外国法人に農地や事業の権利が渡り、日本人が管理できなくなる事態は絶対に防ぐべきである。 3. 透明性の厳格な確保 事業の所有者、事業者、資金、利益に関する透明性を厳格に確保すべきである。 4. 資本構成・実質的支配関係の確認の明記 営農型太陽光発電事業の主体について、資本構成および実質的支配関係の確認を基本方針に明記すべきである。	不適切な取組に対しては、実施主体の国籍等に関わらず、厳格に対応してまいりたい。
---	---	--

	営農型太陽光発電の推進・規制緩和・ハードル引き下げ要求（同旨35件） 1. 政策の基本方向性 ― 「規制」から「積極的推進」への転換を求める意見 営農型太陽光発電は、食料安全保障とエネルギー安全保障の双方に資する国家戦略的な手段であり、耕作放棄地の活用、中山間地域での持続可能な農業、農業者の所得向上・経営安定、地域活性化、災害時のレジリエンス強化など多面的な価値を持つ。加えて、高温障害・日焼け・霜害・積雪被害の防止や品質向上、スマート農業との連携といった農業上のメリットも大きく、気候変動対策としての意義も高い。 こうした価値を踏まえ、これを「適正化（規制）」の対象とするのではなく、農業と再生可能エネルギー双方の発展に資する重要施策として、政策の中で「推進・拡大」の方向で明確に位置付けるべきである。 2. 規制・要件の緩和と手続の簡素化 ― 過度な厳格化への反対 現行案の条件設定（特に遮光率基準や理念に求められる要件）は厳しすぎて、農業者・事業者にとって過度なハードルとなり、事業全体の縮小や新規参入の減退を招く。今回の改正案は普及を阻害し、カーボンニュートラル目標達成の観点からもマイナスとなる懸念がある。 不適切事例の排除の必要性は認めつつも、地域の実情や多様な営農実態に応じた柔軟な運用を可能とし、要件を緩和するとともに、農地一時転用許可の手続を簡素化すべきである。なお、容易に撤去できる設備は原則規定から除外するなどの配慮も求められる。また、改正にあたっては環境省等の関係省庁と十分に協議・調整すべきである。 3. 事業継続性・参入促進への配慮 ― 担い手確保と柔軟な運用 高齢化や耕作放棄地といった農業の課題解決のため、多様な主体が参入できる環境を整え、新規就農者を支援すべきである。特に、営農継続が困難となった場合の後継営農者の選定（地域外の営農者や発電事業者による継続等）について特例的・柔軟な措置を認め、即時撤去という過大なリスクを回避すべきである。 一方で、農地の放置は徹底的に排除し、地域と調和した健全な営農が継続されているかを厳しく監視することも求める。	ご意見を踏まえ、不適切な取組に厳格に対応することと合わせて、優良な営農型太陽光発電については導入を促してまいりたい。
	生物多様性への配慮（同旨8件） 営農型太陽光発電の導入拡大にあたっては、環境・生態系への配慮を大前提とし、十分な検証と慎重な制度設計を行うべきである。 1. 導入前の十分な検証の必要性 営農型太陽光発電は、日照・機械利用・作業効率・作物品質・土壌・生態系・景観など多岐にわたる影響を及ぼす可能性がある。特に環境影響（汚染リスク）については、実地導入前に数年から十数年に及ぶ長期的な耐久試験・実証データの取得を行うべきであり、十分な検証がないまま導入を拡大すべきではない。 2. 立地・設置場所への懸念 ・日本は地震・大雨・地滑り・氾濫等の自然災害が多く、設置には慎重な検討が必要である。 ・住宅地に近接する農地や、水源涵養機能を持つ水田への設置は、生態系・河川・地域景観・住民・動植物へ深刻な悪影響を及ぼす懸念がある。 ・森林伐採を伴う大規模設備は、土砂災害・水害・景観・生物多様性・水源涵養への悪影響が懸念されるため、厳格な審査が必要である。 3. 生物多様性保全の視点の追加（基本方針案全体への要望） 基本方針案には生物多様性保全への配慮が欠如しているため、全体にわたる追加・修正が必要である。 4. 収量・面積算定上の配慮 認定計画で事前に特定された生物多様性・花粉媒介者生息地・バッファーのための面積は、収量（分子）および面積（分母）の双方から除外し、別途計上すべきである。 5. 生物多様性に配慮した設備への支援 慎重に設計された営農型太陽光発電は、農地の生物多様性を回復させる効果が期待できるため、生物多様性に配慮した構造・工法の設備を支援する仕組みを求める。 再生可能エネルギー導入における自然環境への配慮を大前提としたうえで、①導入前の長期的な検証、②立地に応じた厳格な審査、③基本方針案全体への生物多様性保全の視点の反映、④算定方法の見直し、⑤配慮型設備への支援、という一連の対応を講じるべきである。	今回の制度改正においては農地に営農型太陽光発電設備を設置する際に農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を条件とするものとしており、同法においては、市町村が基本計画を作成する際に、生物多様性を含む自然環境の保全との調和等について配慮すべき事項を定めるものとなっているところ。 ご意見を踏まえ、国においても今後の制度設計に向けて知見の収集に努めるとともに、環境等に配慮した設備の導入が図られるよう、適切に制度を運用してまいりたい。
	災害時の環境汚染・有害物質流出リスク（同旨4件） 営農型太陽光発電設備の設置については、環境面・安全面の観点から重大な懸念がある。 具体的には、支柱・パネル本体・パワーコンディショナー等の部材から重金属等の汚染物質が溶出し、田んぼの土壌や育成作物、周辺の農地・水路に悪影響を及ぼすことで、環境汚染や健康被害を招くおそれがある。また、故障や破損によって汚染物質が漏れ出るリスクも無視できない。 加えて、土砂崩れや水害などの災害時に設備が破損した場合、毒物流出などの予期せぬ事態が発生する可能性があり、災害リスクを高めるおそれがある。 これらのパネル破損時の損害リスクを踏まえると、営農型太陽光発電にメリットがあるとは考えにくく、容認できない。したがって、導入にあたっては重金属溶出等による影響について詳細な調査を行うべきである。	ご懸念のように農地や環境に悪影響を及ぼすこととならないよう、関係する法令・ガイドラインに基づき、安全性を備えた設備の適切な導入を促してまいりたい。
	地産地消の重要性（同旨2件） 再生可能エネルギーは、都市部への送電を前提とするのではなく、発電された地域内で消費される「地産地消」の形が望ましい。その実現手段として、営農型太陽光発電は農業と発電を両立させながら地域のエネルギー自給に貢献できる画期的な取り組みであり、地域主体のエネルギー活用を進めるうえで有効であると考える。	ご意見の通り、エネルギーの地産地消につながる形で取り組むことは望ましい取組の一つであり、そうした優良な取組の導入を促してまいりたい。
	地権者保護・救済（同旨2件） 営農型太陽光発電事業においては、事業継続性の確保と関係者保護の観点から、以下の課題への対応を検討すべきである。 1. 営農継続が困難となる場合への対応 当初認定された営農者が、死亡・リタイア・撤退・倒産などにより営農を継続できなくなるケースが想定される。こうした場合に事業や営農をどのように維持・引き継ぐかが課題であり、あらかじめ対応方針を明確にしておく必要がある。 2. 地権者に対する救済措置 契約内容を十分に理解しないまま長期賃貸借契約を締結してしまった地権者に対しては、契約無効等の申し出を保証するなどの救済措置を考慮すべきである。 以上のとおり、営農者・発電事業者の双方が事業を継続できなくなる事態を想定し、地権者を含めた関係者に過度な負担が生じないよう、事前の担保確保と事後の救済措置の両面から制度的な備えを講じることが重要である。	今回の制度改正においては、設備の下部の農地において栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目であること等を認定基準としており、これにより従来よりも営農の継続等を行いやすくなると考えているところ。また、撤去費用の確保が確実であるかや、土地等の原状回復等の取決めの内容等を事前に確認することとしており、ご意見を踏まえて、適切な取組の導入を促してまいりたい。
	規制強化と同時に推進策・普及目標の提示が必要（同旨17件） 営農型太陽光発電の制度設計においては、不適切事例への規制強化のみに偏ることなく、「規制と推進の両立」を基本方針として明確に位置付けるべきである。 具体的には、以下の推進策を併せて講じることが求められる。 1. 目標・計画の策定 食料・農業・農村基本計画やエネルギー基本計画の「推進」方針を具体化するため、導入面積・発電設備容量・基本計画策定市町村数などの中長期的な普及目標を設定すること。 2. 優良事業者への支援・インセンティブ 適切に営農している優良案件に対し、税制措置・即時償却・補助制度・低利融資・優先審査枠・優良事例表彰制度などの政策的インセンティブを付与すること。 3. 地域・農業との共生促進 耕作放棄地の再生、自家消費型PPA、農業ハウスへの電力供給、災害時の自立電源化、売電収益の地域還元など、地域共生・農業経営支援に資する案件を優先的に支援すること。 4. 自治体・農業者への総合支援 計画作成支援、人材育成、融資・補助制度など、国から市町村・農業者への具体的な支援策を整備すること。 5. モニタリングと手続の合理化 全国データベースを活用した事後モニタリング体制を確立するとともに、適切な運営実績のある案件については更新手続の簡素化を図ること。 以上を通じ、食料とエネルギーの同時生産という営農型太陽光発電本来の意義を活かし、農業経営の下支えと地域活性化に資する制度を構築すべきである。	ご意見を踏まえ、不適切事案を排除するばかりではなく、優良な営農型太陽光発電については導入を促してまいりたい。 目標設定については、営農型太陽光発電に限った導入面積等の目標は設定していないものの、再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地域を200地域以上構築することや、農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区を100地区以上創出することを目指すとしているところ。 望ましい営農型太陽光発電の推進に向け、国において知見の収集に努めるとともに、将来的にはデータベースの構築等も検討してまいりたい。
	政策の基本理念・方向性への賛同（同旨30件） 営農型太陽光発電に関する基本方針改正案への意見（取りまとめ） 1. 基本的な立場 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、食料自給率とエネルギー自給率が低い日本において、農産物生産と再生可能エネルギー発電を両立できる極めて重要な施策である。脱炭素社会の実現、地球温暖化対策、農家の収入安定、酷暑からの農業保護など多岐にわたる効果が期待されており、日本はこの分野で世界をリードしている。また、山林を切り開く大規模太陽光発電とは本質的に異なり、自然エネルギーを増やすための有効な手段として高く評価する。 2. 改正案の方向性への評価 「名ばかり営農」の排除、農業との両立、地域農業・農山漁村の活性化を目指す本改正案の方向性、および不適切な営農型太陽光発電事業者への厳格な基準の明文化については、高く評価し賛同する。特に、適切な営農の継続を重視し、不適切事案へ厳格に対応し、市町村が関与できる仕組みを設ける点は、制度の実効性を高めるうえで重要である。 3. 求める事項・改善点 ① 制度運用の厳格化と継続的な指導体制の構築 山林開発による自然破壊や地域社会との軋轢を根絶するため、制度運用における厳格な確認と継続的な指導・監督体制の構築を求める。 ② 基本方針の記載内容の明確化 ・本基本方針は実質的に営農型太陽光発電の実施可否・農地転用の可否を左右する認定基準として作用することを踏まえ、その位置付けを明確にすべきである。 ・大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージで指摘された課題（自然環境・安全・景観への懸念）と大前提（地域との共生・環境への配慮）を、基本方針案の該当箇所に明記し、国民が誤解なく内容を理解できるようにすべきである。 ③ 農山漁村の多機能な拠点としての発展 農山漁村を単なる再生エネルギー設備の設置場所としてではなく、「食料とエネルギーを地域で生み出す」多機能な拠点として発展させる政策を推進すべきである。 ④ 自然環境・地域住民への配慮 現在の太陽光パネル設置率が過剰との指摘もあることを踏まえ、自然環境や地域の生活に十分配慮し、農地の所有者・環境・地域住民に過度な負担を与えない政策と管理を求める。 ⑤ 農業と営農型太陽光発電の双方を促進する抜本的な議論 不適切な営農を防止し農地の食料生産基盤としての機能を確保するという趣旨には賛同しつつも、農業と営農型太陽光発電の双方をより促進するための抜本的な議論を改めて行うことを求める。 4. 結論 営農型太陽光発電は、地球気候保全・国家エネルギー自給・農村地方創生という大きな目標に寄与する重要な取り組みである。本改正案の基本的な方向性を支持しつつ、制度の明確化・厳格な運用・地域との共生・環境への配慮を徹底することで、持続的で質の高い営農を確保しながら、将来世代に資する形での普及・発展を強く求める。	ご意見を踏まえて、確認手法や基準の運用等の明確化を図りながら、適切に制度を運用してまいりたい。

	2 基本理念	
1	景観・環境影響と地域合意形成 農山漁村の豊かな自然景観は地域住民の共有財産であり、広範囲が人工物で覆われることによる景観破壊や、防風機能低下による微気候への影響は軽視できません。「自然環境の保全や景観との調和への配慮」について、事業者が地域住民に対し事前に十分な説明を行い、真に合意形成を図るプロセス（協議会での合意等）をさらに厳格化し、「地域と共生する」という基本理念が担保されるよう明記してください。	今回の制度改革においては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会での協議等を位置付けているほか、同法においては、市町村が基本計画を作成する際に、自然環境の保全との調和や景観の保全等について配慮すべき事項を定めるものとなっているところ。 こうした仕組みにより、ご意見の通り地域との共生が図られる設備が導入されるよう、制度の実効性を確保してまいりたい。
	3 基本理念実現のための設備の形状・実施の形態	
1	地域・作物特性を考慮した総合的判断（同旨22件） 営農型太陽光発電における基準の柔軟化・評価方法の改善に関する意見 1. 全国一律基準の見直しと地域特性に応じた柔軟な運用 遮光率・単収・農機幅等の数値基準を全国一律の絶対基準とせず、地域の気候・土壌・作物特性・経営形態の多様性を踏まえた柔軟な制度設計とすべきである。特に以下の地域特例を求める。 ・市町村ごとの条件緩和を認めること。 ・山間地や小区画・小規模農地では、隣接地拡張が困難な場合に遮光率50%未満を認める地域特例を検討すること。 2. 総合的・多角的な評価制度と代替評価ルートの整備 営農への影響評価は、単収だけでなく品質・販売額・生産費・農業所得・営農継続性・地域貢献等を含めた総合的な検証を行うべきである。遮光率30%以上でも優良な営農実績がある場合には、専門家意見や実践データ等を活用した代替評価ルートを基本方針に明記し、特例認定の根拠を公的機関の試験に限定しない柔軟な運用を認めるべきである。 3. 測定・評価方法の客観性確保 遮光率・日射量・作物品質の測定・評価について、標準的な測定・算定・記録方法および第三者による確認の仕組みを整備すべきである 4. 研究開発の推進と制度の継続的な改善 高付加価値作物・輸出向け作物・新品種等に関する研究開発と実証を国が推進し、科学的知見を蓄積すべきである。設定基準は固定せず、蓄積されたデータ・営農実績に基づき継続的に検証・改善できる制度とすべきである。 5. 地域農業の活性化との両立と災害リスクへの配慮 営農と発電の両立を通じて農業経営を維持・発展させ、地域計画との整合性や地域農業との共生を総合的に評価する制度とすべきである。基本方針には「将来にわたって農業を維持・発展させる営農型太陽光発電を適切に残す」という考え方を明確に位置付けるべきである。あわせて、自然災害リスクが高い日本の風土を踏まえ、設備の設置場所は安全性・適地性を慎重に判断すべきである。	本改正では、作物や設備の特性に合わせて十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 特例を設ける場合に必要な根拠については、公的機関が自ら行う試験に限らず、市町村等と農業者・民間が共同で行うものも対象としたいと考えている。 こうした特例も併せて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。 また、ご意見を踏まえ、適切な制度の運用を図るとともに、科学的知見の蓄積等に努めてまいりたい。
2	一律基準の撤廃とイノベーション促進（同旨36件） 太陽光発電における不適切な事業者・事業への規制の必要性は認めるものの、今回の改正案は過度な規制強化となっており、見直しが必要である。 1. 一律・画一的な事前参入規制の不適切さ 遮光率30%未満という一律基準や、初年度からの収穫・単収維持・品目制限などの画一的な事前参入規制には、以下の問題がある。 ・作物の種類・地域の気象条件・農業形態（平飼い養鶏・有機農業・多年生作物等）は多様であり、全国一律の基準は実情に合わない。 ・これまで適切に営農されてきた既存事例（約8割）をも排除しかねない。 2. 優良事業者・真摯な農業者への悪影響 不適切な事業への対策が、適切に取り組む事業者や新規参入者にまで一律に適用され、意欲ある農業者の参入・継続を不当に阻害する恐れがある。 3. 政策目標との矛盾・イノベーションの阻害 ・農業振興・農地維持・再生可能エネルギー普及促進という政府の政策目標と規制強化の方向性が相反しており、営農型太陽光発電全体の縮小につながるがらねない。 ・高遮光率下での新技術開発や新品目への挑戦、放置農地の活用など、地域・農業の発展に資するイノベーションを阻害する恐れがある。 4. 科学的根拠の欠如 一律の厳格化には科学的根拠が乏しく、事務負担や参入ハードルを不必要に増大させる過剰規制である。 要望事項 1. 規制と促進策の分離設計：不適切事業への規制と優良事業の促進策は別個に設計すること。 2. 柔軟な制度への転換：柔軟な基準設定・例外規定の設置・実績評価に基づくガバナンスへ転換すること。 3. 個別対応の徹底：不適切な事業者への対応は個別対応で行い、一律規制の強化を避けること。 4. 実効性ある促進策の提示：規制強化と同時に、優良な取り組みを後押しする実効性ある促進策を示すこと。 5. 前向きな制度設計：営農型太陽光発電を日本農業の新たな可能性として育てる制度設計とすること。	御指摘の通り、作物や地域、設備の特性等に応じて、遮光率30%を超える設備等であっても優良な取組も見られるところ。 このため、遮光率30%以上等であっても、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も併せて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
3	入口規制緩和と実効性確保（同旨4件） 事前規制中心から「継続監督型・アウトカム重視」の制度設計への転換について 営農型太陽光発電の制度設計においては、設備形式や数値による事前規制に偏るのではなく、認定後の営農状況を継続的に確認・是正する「継続監督型・アウトカム重視」の仕組みへ転換すべきである。 具体的には、以下の観点からの見直しを求める。 1. アウトカム（成果）を重視した制度設計 ・設備の形式や一律の数値による事前規制だけでなく、収量・品質・営農継続状況等を継続的に確認し、問題が生じた場合には改善指導や認定取消しを行う、アウトカム重視の制度設計とすべきである。 2. 事前規制から運用段階の実態把握への重点移行 ・実質的な営農を伴わない事例への対応は、事前の足切りではなく、農業委員会または第三者機関による定期的な営農点検の強化によって行うべきである。 ・事業開始前の過度な規制を避け、運用段階での実態把握と是正指導に重点を置くことで、柔軟な事業展開を可能とすべきである。 3. 定期的な点検・モニタリングによる不適正営農への対処 ・不適正なアリアバイ営農への対応は、一律の事前規制ではなく、農業委員会等による定期的な営農点検やモニタリングの強化によって対処すべきである。 4. 参入機会の確保と継続監督の両立 ・不適切な営農への対応は、申請時の過去の販売金額によって入口を狭めるのではなく、適切な営農計画及び実施体制が確認できる者には参入の機会を確保した上で、認定後の営農状況を継続的に確認し、不十分な場合には改善指導・認定取消し・設備撤去等を行う「実効性のある継続監督型の制度設計」とすべきである。 営農型太陽光発電の制度設計は、設備形式や過去の販売金額等による一律の事前規制（足切り）に依存すべきではない。適切な営農計画・実施体制が確認できる者には参入機会を確保しつつ、認定後は収量・品質・営農継続状況を農業委員会や第三者機関が定期的に点検・モニタリングし、不十分な場合には改善指導・認定取消し・設備撤去等を行う「実効性のある継続監督型・アウトカム重視の制度設計」とすべきである。	これまでも営農計画書等に基づき許可を行った上で、毎年の営農状況の報告等を踏まえて認定後の営農状況を継続的に確認してきたところであるが、依然として農業と両立しない不適切な取組の導入が見られるところであり、今回の制度改革においては、設備や営農実績等の数値指標を認定基準に設けることで、適正化を図ろうとするものである。 定期的な営農点検の強化等により不適切な取組に逐一対処する制度設計は実務的にも困難であり、認定基準においても適正化を図ることが不可欠であると考えているが、審査の基準等を明確化することで効率化を図るとともに、国においても不適切な案件の捕捉に努め、制度の実効性を確保してまいりたい。
	3－1 営農に関すること	
1	販売実績要件等の柔軟な対応（同旨63件） 「年間50万円以上の生産・販売実績」という一律要件は、根拠が不明確な上、多様な営農実態や中小・中山間地域の実情を考慮しておらず、撤廃または抜本的な見直しを求める。 【主な問題点】 1. 一律基準の不合理性：金額基準の根拠が不明確で、気候変動や市場変動など外部要因に対応できない。 2. 多様な担い手の排除：新規就農者・小規模・兼業・中山間地域の農家等が参入障壁により排除され、農水省の「担い手育成」方針と矛盾する。 3. 地域衰退のリスク：中小農地の多い地域で耕作放棄地増加や農村疲弊を招く恐れがある。 4. 主体性の喪失：大手企業主導の大規模事業に偏り、農業者自身の参画が阻害される。 【求める対応】 1. 柔軟な評価基準への転換：金額基準に代え、営農計画・研修実績・支援体制・地域単収比較等による総合評価とする。 2. 特例・猶予措置：新規就農者、荒廃農地再生、多年生作物、作物転換等には適用除外・猶予を明記する。 3. 代替証明の容認：営農計画・研修実績・法人支援等を販売実績の代替として認める。 4. 柔軟な運用：地域計画は「記載見込み」で要件充足とし、地域外からの新規参入者も受け入れる。 【結び】 営農型太陽光発電は、就農初期の収入補完・離農防止・荒廃農地再生に有効である。意欲ある担い手を排除せず、中小・中山間地域の実態に即した柔軟な制度設計を求める。	年間50万円以上の販売実績等を基準に置いているのは、作物の販売等を行わずに売電のみを行う事例が見られる中で適正化を図るための措置であり、必要最低限の実績と考えているところ。 またこの実績は設備下部の農地に限定したものではないことから、中山間地域の農家等がこの認定基準によって排除されるといった懸念や気候変動や市場変動によって参入障壁となるとの懸念には当たらないものと考えている。 新規就農者の場合、営農型太陽光発電の設備下においては、遮光による生育時期への影響や、設置された支柱等による農作業への影響等が見込まれるため、まずは最低限の栽培経験を積んだ上で取り組むことが適当と考えている。
2	「地域で一般的な品目・販路」要件への柔軟な対応（同旨25件） 営農型太陽光発電における栽培品目の要件として設けられている「地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目であること」という制限は撤廃または大幅に緩和すべきである。 主な理由 農業者の自由・権利の侵害 農業者の自律的な経営判断や作物選択の自由を阻害し、経済的権利に過剰に介入するおそれがある。 農業の多様性・イノベーションの阻害 新規就農者による挑戦、高付加価値作物・輸出向け品目・遮光環境に適した新品目の導入など、農業の発展や活性化を妨げる。 制度的矛盾・不公平 実績のない品目は永久に実績を積み機会が失われるという構造的問題があり、農政が推進する作物転換に取り組む農業者を不当に不利に扱うことになる。 基準の不明確さ 「一般的な販路」の定義が曖昧であり、地方自治体に判断が委ねられている現状にも懸念がある。 求める対応 本要件を必須要件から外し、満たした場合にインセンティブを付与する評価項目に変更する 他地域での販売実績、試験栽培の結果、公的機関・大学等の科学的知見、具体的な営農計画等に基づき単収確保が見込まれる場合は、実績のない品目も認める 輪作・混作・品目変更を前提とした柔軟な運用を認め、認定後の品目変更手続を簡易化する 「継続的な販売可能性および経済性が客観的に確認できること」を基準とするなど、実態に即した合理的な基準へ見直す 被害・気候変動など地域の実情に応じた多様な取り組みを積極的に認める	地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立しているかを品目の認定基準として設定しているのは、土地に合わない作物を選択し作物が枯死する事例や、作物を作付けしても販売先が無いため収穫を行わないといった事例が見られる中で、適正化を図るための措置である。 太陽光パネルの設備下という特殊な環境下で営農を行う以上、まずは地域において通常の栽培方法で栽培し、販売可能な品質の作物が収穫できるかを検証することが必要と考えている。 ご意見を踏まえ、一般的な販路の考え方等は執務参考資料において明確化を図りたい。

	一般的な販路の明確化、緩和の要望（同旨5件） 「一般的な販路（品目・販売ルート）」の定義について、多様な販売形態を包含できるよう明確化・拡大を求める。 具体的には、以下の点を反映した定義とすべきである。 1. 対象となる販売形態の明確化・拡大 地域内自家消費、直売（直売所）、契約栽培、消費者への直接販売、加工用、観光農園、道の駅、オンライン販売、地域内経済循環、新たな地域特産品の栽培・販路など、地域特有の多様な販売チャネルを含めることを明確にすべきである。 3. チャンネルを限定しない表現への改定 特定の販売ルートに限定せず、「地域において定期的に取引が行われている」といった表現に改めるべきである。 3. 代替ルートによる確認方法の整備 実需者との契約や販売計画によって確認できる代替的な販路要件を設けるべきである。 4. 「複数年の試験栽培結果」の定義の明確化 特例的な対応を認める際の「複数年」について、具体的な年数（例：2年で認められるか）を明確化すべきである。 （趣旨・理由） 多様な販売形態を認めることで、地域経済への貢献を促進するため。	地域における一般的な販路が確立しているかを認定基準として置いているのは、販売先が無いため収穫を行わないといった事例が見られる中で、適正化を図るための措置である。 このため、設備下で栽培された作物について、実際に販売を行う際の販売方法を制限するものではないが、一般的な販路の考え方は執務参考資料において明確化を図りたい。
	果樹等の永年作物・多年生作物での3年以内収穫要件の柔軟な対応（同旨16件） 営農型太陽光発電における下部農地での農作物について、政策案に示された「原則として初年度から毎年収穫可能な品目であること」および「作物の性質上やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること」という要件は、以下の理由から緩和・柔軟化すべきである。 1. 作物特性への配慮（果樹・永年性・多年生作物） ・果樹、茶、コーヒー、マコモダケ、薬用作物、サカキ等の永年性・多年生作物は、生物学的に成熟・収穫までに長期間を要し、3年以内の計画収量確保は物理的に達成困難である。 ・こうした作物は半陰環境との相性が良く営農型太陽光発電との両立適性が高いにもかかわらず、育成期間を「営農未実施」と評価するのは不適切である。 ・計画収量確保期間を「5～6年以内」へ延長する、または品目別に「栽植から経済的収量までの標準年数」を明示する等の対応を求める。 2. 耕作放棄地の再生・新規就農への配慮 ・耕作放棄地の再生には時間を要し、新規就農者の立ち上げ期間や天候不順等のリスクもあるため、初年度からの収穫や短期での収量確保は現実的でない。 ・中長期的な営農計画書により持続性が見込まれる場合は要件を満たすとみなす配慮規定を設けるべきである。 3. 評価方法の柔軟化 ・画一的な期間制限は農業経営や作物特性の実態を十分に考慮していないため、収穫実績のみならず、営農計画・管理状況・改善状況も評価対象とすべきである。 ・複数年の平均値による評価や、不測の事態に対する猶予期間、作物ごとの「出荷目標年数」の策定・審査といった、柔軟な制度設計を求める。 4. 対応の方向性 上記を踏まえ、当該収穫・収量要件について、 ・削除または撤廃、もしくは ・期間の延長（5～6年等）・品目別の適用除外・例外規定の追加 など、作物の特性や営農実態に応じた柔軟な対応を求める。	遮光環境下において、果樹等は標準よりも生育が遅くなる傾向が見られるが、遮光環境下における生育状況に関する知見が十分でない現時点では、適切に生育が進んでいるかを評価することが困難となっているところ。 実際の取組状況においても、日陰の環境に適しているとされる作物でも収穫に至っている取組の割合が少なく、農地において長期間にわたって収穫が行われないまま発電事業のみが継続される事例が多く見られるところである。 こうした中で取組の適正化を図るため、遅くとも3年以内に収穫可能であることを認定基準に設けたところであるが、地域や作物によっては、収穫までに3年を超える作物でも適切に営農型太陽光発電が取り入れられている事例もあるところ。 このため、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、作物の特性等に応じて収穫までの年数等についても基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も併せて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	特定作物への誘導記述の見直し（同旨4件） 営農型太陽光発電制度における特定品目（米・麦・大豆）への誘導・限定を見直し、農業者の栽培自由度と経営改善を尊重すべきである。 1. 特定品目への誘導・限定の問題 新たな基準は、米・麦・大豆といった特定品目を推奨品目として設定しているが、これは実質的に特定栽培品目への誘導・限定につながりかねない。「米、麦、大豆は遮光環境下でも概ね2割以上の減収のおそれがない」といった記載は削除すべきである。 2. 農業者の栽培自由度・収益機会の確保 推奨品目の設定により、高収益作物の栽培が困難になれば、農業者が自ら工夫して収益を上げる余地が失われ、栽培意欲の低下を招く懸念がある。品目要件は、市場価値が認められないものを発電事業者が買い取るケースを除外する程度にとどめるべきである。 3. 制度目的との整合性 推奨品目（米・麦・大豆）の設定は、国の食料自給率向上という政策的視点から導かれたものであり、営農型太陽光発電制度の本来の目的である農業者の所得向上・経営改善とは乖離している。 4. 求める対応 推奨品目は、食料安全保障の観点からの一つの視点を示すにとどめるべきである。これに該当しない品目を選択したことをもって、認定または許可において不利に扱わないことを明記すべきである。	基本方針において、米、麦、大豆に言及しているのは、現在の取組実態を踏まえて適切な収量の実績がある作物を例示する趣旨であり、高収益作物の栽培を制限するものではないため、ご懸念には当たらないと考えている。 ご意見を踏まえて、趣旨について十分に説明を行ってまいりたい。
	望ましい営農型太陽光発電の定義への地域貢献の観点の追加 「望ましい営農型太陽光発電」の定義には「地域の農地環境の維持・継承」や「地方創生、地域課題解決に資する」といった観点が抜け落ちているため、特に中山間地域における放棄寸前の農地の維持・継続に営農型が貢献できる点を考慮し、これらの文言を追加すべきである。	基本方針において「地域と共生し、地域活性化に資する」ことを位置付けており、地方創生や地域課題解決といった観点はここに含まれると考えている。
	気象変動・価格変動・異常気象による達成困難・除外規定の必要性（同旨5件） 営農型太陽光発電における農作物の収量減少に関する要件（「2割以上の減少のおそれがないこと」「規定の収量減少のおそれがないこと」等）については、農業の実態を踏まえた柔軟な運用への見直しを求める。 具体的には、以下の点を考慮すべきである。 7. 温暖化・酷暑対策としての評価 ソーラー設備がない場合、酷暑によって生産が激減する可能性もあることを踏まえ、遮光による一定の収量減少を許容する方向で条件を見直すべきである。 2. 自然的要因の除外・補正基準の明確化 気象災害や気候変動など、遮光（設備）に起因しない自然的要因による減収については、評価から除外・補正する免責基準を設け、国が具体的なガイドラインを提示すべきである。	実績報告における収量減少の運用については、その年の地域の平均単収と比較する運用を基本としているため、ご指摘のような酷暑等による生産量減少の影響は反映されることとなるが、ご意見を踏まえ、運用については明確化を図りたい。
	作物ごとの品目変更制限の明示要求 認められる作物について、基準が漠然としており、自治体への丸投げと言わざるを得ない。適切な営農を確保するためには、作物の選定が重要であるため、所定の遮光率（30パーセント未満）で栽培実績があると国が認める作物に限定すべきであり、国において、客観的な知見を基に認められる作物を具体的に示すべきである。	今回の制度改革は、これまでの取組状況や科学的知見に基づき、設備等の数値指標を定めることで適正化を図る内容となっており、作物についても、新たに地域での栽培状況や販路、収穫までの年数に関する内容を加えたところである。 作物については、気候や土壌等の地域特性や栽培技術の影響があるため、一律で米や大豆等に制限することは考えていないが、適切な導入が図られるよう、地方公共団体に対して適切に助言等を行ってまいりたい。
3-2 営農型太陽光発電設備に関すること		
	遮光率30%未満という一律数値基準への反対・見直し（科学的根拠の欠如）（同旨64件） 営農型太陽光発電における「遮光率30%未満」の一律基準の見直しを求める 1. 意見の趣旨 「遮光率30%未満」という全国一律の数値基準は、作物・品種・地域の気候条件・設備形式の多様性を無視した硬直的な規制であり、撤廃または抜本的な見直しを求める。 2. 理由 （1）科学的根拠が不明確 ・「30%未満」の根拠となる試験データ・解析・知見が示されていない。対象作物・品種・地域・試験年数・原データ等を国民が検証できる形で開示すべき。 ・国の実証事業でも30%を超える遮光率で適切な営農が可能と確認されており、政策としての整合性に疑問がある。 （2）遮光率という指標自体の合理性の欠如 ・遮光率（設備投影面積の割合）は、作物が実際に受ける日射量や光合成有効放射（PAR）の減少率を直接反映しない。 ・太陽高度・季節・直達光と散乱光の別・パネル高さや傾斜・設備形式（固定式／追尾式）など多くの要因が絡む実際の光環境を適切に表現できない。 1. （3）営農の実態との乖離 ・農林水産省自身の資料・優良事例でも、遮光率30%以上で収量・品質を確保している事例が多数存在（例：茶で遮光率50%、ブルーベリー等半日陰作物で40%以上）。 ・作物ごとに光飽和点・必要日射量は大きく異なり、ブドウ・ブルーベリー・茶・葉菜類・生姜等はより高い遮光率でも良好な生育が可能。 ・高温・日焼け対策や有機農業等の高付加価値営農では一定の遮光が有益な場合もあり、気候変動対策の観点からも高遮光率の有効性を示す研究がある。 3. 求める対応 1. 「遮光率30%未満」の一律の足切り基準を削除し、現行の単収要件（収量・品質・営農継続性）を基本とした判断制度に改める。 2. 数値基準を維持する場合も「目安」とにとどめ、科学的根拠や適切な栽培管理計画・実績が確認できる場合は30%以上も認める代替評価ルートを設ける。 3. 品目ごとの適切な遮光率の目安を農林水産省が示し、根拠となる調査結果・科学的知見を公表する。 4. 生育期間中の実際の光環境・設備配置・作物特性・地域条件等を総合的に踏まえ、農業生産への具体的支障の有無を実態に即して評価できる制度とする。 5. 新たな知見が得られた場合は定期的に基準を見直す旨を基本方針に明記する。	御指摘の通り、作物や地域、設備の特性等に応じて、遮光率30%を超える設備であっても優良な取組も見られるところ。 このため、遮光率30%以上であっても、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も併せて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	遮光率の算定方法が不明確・標準化要求（同旨6件） 営農型太陽光発電設備に関する遮光率30%未満および日射量減少率20%未満という数値基準について、以下の点が不明確であるため、制度の実効性確保と自治体間の運用統一を図るべく、算定方法・判定手続の標準化・明確化を求める。 1. 算定方法の不明確さ：投影面積の基準日・時刻・傾斜角の扱い、支柱・架台の算入有無、日射量の測定方法（実測・シミュレーション）が未定義である。 2. 設備形式への対応不足：垂直設置型・追尾式・可動式など、水平投影では実態を反映しにくい設備に対し、固定型と同一の算定手法を適用することは不適切であり、形式別の算定方法を整備すべきである。 3. 分母設定の不合理：周辺環境への配慮から農地の一部にのみ設備を設置する場合、設備直下面積を分母とすると遮光率が過大に算出されるため、一時転用対象農地全体の面積を分母とすべきである。 4. 自治体運用のばらつき防止：算定方法が不明確なままでは審査基準が自治体ごとに異なり、見かけ重視の設計を助長する恐れがあるため、実証データや科学的知見を活用した標準的な実務資料を整備すべきである。	ご意見の通り、執務参考資料において、遮光率や日射量の計算方法等について明確化し、周知を図りたい。

3	高温障害対策・農産物保護として遮光が有効・必要な場面がある（同旨7件） 営農型太陽光発電は、休耕地の活用や発電にとどまらず、深刻化する地球温暖化・高温化に対する農業適応策として重要な意義を持つ。農作業者の作業環境改善や農作物・家畜の高温障害防止の観点から、現行の遮光率「30%未満」という一律の制限や「容易に撤去できる」という義務付けは実態に即していない場合があり、最新の科学的知見や農業現場のニーズを踏まえ、気候変動に柔軟に対応できるよう規定を見直すべきである。	現時点では地球温暖化に対する適応策として営農型太陽光発電が有効といった科学的知見は乏しく、実態としては収量や品質の低下が確認される場合が多いものの、さらなる知見の収集・検証に努めてまいりたい。
	架台高さ、通路幅に対する一律基準の柔軟な対応（同旨30件） 営農型太陽光発電設備の設備形状に関する数値基準（最低地上高おおむね3m以上・通路幅／支柱間隔おおむね4m以上）は、大型農業機械（トラクター等）の使用を前提としたものであり、一律に適用することは適切でないため、営農実態に応じた柔軟な運用に見直すべきである。 1. 一律基準の問題点 ・現行の数値基準は大型農機の利用を前提としており、中山間地域、小規模・零細農家、手作業や小型農業機械主体の営農、果樹・葉菜類・茶などの低樹高作物には過剰な要求となっている。 ・過大な高さ・幅の設定は、架台コストや部材費の高騰、耐風圧・風荷重リスクの増大を招き、事業の経済合理性を低下させ、中小農地への導入を排除する要因となる。 ・一方で、作物によっては通路幅が中途半端になり、かえって収量減を招く可能性もある。 2. 求める見直しの方向性（性能基準への転換） 4 ・数値基準はあくまで「目安・一例」と位置付け、規定本来の目的である「耕作者が効率的かつ安全に農作業を行える空間が確保されていること」を基本的な判断基準（性能基準）とすべきである。 ・「使用する農業機械・栽培方法・作業動線に照らして営農に支障がないことが科学的・実証的に示される場合」には、数値基準を適用しない旨の但し書きを告示本文に明記すべきである。 ・市町村・協議会による例外規定や、個別審査・特例の仕組みを設けるなど、地域の実情や作物に応じた柔軟な判断を認めるべきである。 3. 将来技術への対応 ・ドローンや自動走行農機等のスマート農業技術の普及を見据え、必要な作業空間の定義が変化しうることから、固定的な要件ではなく弾力的に運用できる仕組みとすべきである。 ・可動式（追尾式）設備については、農作業モードにロックした状態での実際の機械走行範囲で判定すべきである。 4. 補足（一部の異なる観点） ・現行の数値基準は現在の主流の農業機械を前提とした「目安」としては合理的であるとの意見もあり、目安としての位置付けを維持しつつ柔軟に運用する方向性が望ましい。	従来の制度において、農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられているかを判断基準としていたが、具体的な数値指標が十分でないこと等により、営農に支障を生じさせる設備が導入されてしまう事例や、その結果下部農地での営農を引き受ける者が見つからないといった事例が見られていたため、今回具体的な数値指標等を設けることとしたところ。 一方で、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も併せて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	投影面積割合制限の撤廃（観葉植物排除目的への批判） 営農型太陽光発電における遮光率（投影面積の割合）の制限について、緩和・撤廃を求めるとともに、グリーンEXP02027の政府展示を通じた推進を提言する。 5 1. 遮光率制限の見直し ・農地の有効活用とエネルギー自給率向上の観点から、営農型太陽光発電における遮光率の制限は不要である。 ・本制限には観葉植物を排除する意図があり、この点も考慮すべきである。 2. グリーンEXP02027での推進 ・日本政府は、グリーンEXP02027の政府展示において、「観葉植物」を含めた営農型太陽光発電の推進を強調すべきである。 ・政府展示の主体が「観葉植物」であることを踏まえ、投影面積の割合制限を設けない形で営農型太陽光発電の推進姿勢を反映させるべきである。	御懸念については、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 また、栽培する作物を制限するものではないため、観葉植物であっても導入することは可能な仕組みとしているところ。 観葉植物を強調することは現時点で考えていないものの、望ましい取組は推進してまいりたい。
6	スマート農業・ドローン・IoT・デジタル技術・追尾式架台等の新技術への柔軟な対応（同旨8件） 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については、多様化する栽培方式や急速に進展する技術革新に対応できるよう、画一的な数値基準ではなく、その特性に応じた柔軟な制度設計とすべきである。 具体的には、以下の観点からの見直し・整備を求める。 1. 多様な栽培・設備特性への配慮 ・施設栽培（水耕栽培・LED等）を用いる営農型発電については、その特性を考慮した緩和特例を設けるべきである。 ・LED補光や反射板による日射連続性向上など、最適化に関する新技術の提案を政策議論や業界の場で十分に検討すべきである。 ・高温障害防止に有効な可動型パネルの機能が現行基準により使いにくくなっているため、基準を見直すべきである。 2. 日射量基準の明確化 ・追尾式など移動する影を持つ設備について、「生育期間を通じて」の定義を明確化し、各栽培期間における植物群落高さでの累積全日日射量（直達・散乱・反射成分を含む）を基準とする、全国統一的な解釈を示すべきである。 3. 数値基準の柔軟化と定期的見直し ・最低地上高や農業機械の通路幅について、ロボット自動化の進展を考慮し、一律の数値指定ではなく都道府県の指導の下で指定できる柔軟な対応とすべきである。 ・ドローン等スマート農業機械の普及を見据え、飛行に必要な空間などの新要素も含め、運用ガイドライン等により定期的に見直す仕組みを整備すべきである。 4. 将来技術への対応余地の確保 ・将来登場しうるあらゆるタイプの太陽光発電技術・形態を柔軟に受け入れられるよう、政策に余地を残すべきである。 ・新品目・新技術の導入を認めることは、政策目標である「さらなる知見の収集・検証」（第2の1（11））の達成にも貢献する。 営農型太陽光発電については、施設栽培や可動型・追尾式など多様な設備・栽培特性に配慮するとともに、日射量基準の定義を明確化・統一すべきである。また、地上高や通路幅といった数値基準は、ロボット・ドローン等の技術進展を踏まえ、一律指定ではなく都道府県の裁量を認めつつ定期的に見直す仕組みとし、将来技術を受け入れられる柔軟な制度とすることが、知見の収集・検証という政策目標にも資する。	ご意見を踏まえ、各基準の運用について、解釈のばらつきが生じないように、執務参考資料において明確化を図りたい。 また、国において営農型太陽光発電について新たな技術を含むさらなる知見の収集・検証に努めるとともに、必要に応じて今後も制度の見直しを行ってまいりたい。
	3－3 地域との共生に関すること	
	地域との共生・貢献と合意形成（同旨3件） 農林漁業に従事する地域住民が主体的に発電事業へ参画し、地域とともに営農型太陽光発電を推進するとともに、多様な経営体が存在することによって地域農業の持続性を確保すべきである。 営農型太陽光発電の地域共生に関する取り組みにおいては、農林漁業に従事する地域住民が主体的に発電事業へ参画することを政策文書に明記すべきである。 また、その取り組みの主体は発電事業者に限定せず、地域で主体的に活動する組合や団体も認められるべきである。 さらに、地域農業の持続性を確保するためには、個々の経営体の販売規模だけを評価するのではなく、大規模経営体、小規模・兼業農家、新規就農者、集落営農、複合経営など「多様な経営体が存在」し、農業経営上のリスクを地域全体で分散できているかという観点からも評価する必要がある。	ご意見の通り、発電事業者だけでなく農林漁業者が主体的に参画することは望ましい取組と考えられるところであり、農山漁村再生可能エネルギー法の枠組みにより地域と共生する望ましい取組を推進してまいりたい。
2	適切な利益還元の明確化（同旨11件） 営農型太陽光発電における「適正な利益還元」の実効性確保について 1. 利益還元の実効性の確保 発電事業者と営農者が異なる場合、発電事業者だけが利益を得て、農業者が負担やリスクを負う構造とならないよう、利益還元の内容・算定方法・継続性を確認し、単なる合意に留まらない実効性のある仕組みとすべきである。特に遮光率の低下による売電収益・利益還元の減少を踏まえ、発電事業者と農業者が一体となって収益を分け合う仕組みが重要である。 2. 「適正な利益還元」の判断基準・審査方法の明確化 「適正な利益還元」の審査方法や判断基準（利益の定義、分配比率等）について具体的な指針を示すことで、市町村の意思決定の迅速化と判断のばらつきを抑制を図るべきである。あわせて、還元の形態は金銭以外の多様な形も認め、その内容の透明性を確保するための記録・報告の仕組みを設けるべきである。 3. 判断主体・市町村の役割の明確化 適正性を判断する主体を「農業委員会が判断する」等と明記すべきである。一方で、市町村は当事者間の合意の有無と協議経過の確認をもって足り、還元金額の当否までは判断を要しないこと、地権者が異なる場合の還元の相手方・配分の考え方、名目的な還元への措置を明確にすべきである。 4. 地域に資する案件への優先的評価 農業者主導の地域主体事業、自家消費・地域PPA、防災非常用電源、荒廃農地再生など、地域に明確な利益をもたらす案件を優先的に認定・支援（低利融資、補助枠等）する仕組みを基本方針に明記すべきである。また、発電収益が農業経営の安定、農地の継続管理、担い手の確保、地域の多面的機能の維持にどう寄与するかを、望ましい営農型太陽光発電を判断する「積極的な評価要素」として位置付け、市町村が営農継続面積・農業所得向上・地域電力利用・荒廃農地再生等の専用指標を設定できるようにすべきである。 営農型太陽光発電については、発電事業者と営農者間の「適正な利益還元」の実効性を担保する具体的かつ明確な基準・審査方法を整備するとともに、判断主体と市町村の役割を明確化し、さらに地域に資する案件を積極的に評価・支援する仕組みを基本方針に位置付けることを求める。	ご意見を踏まえ、利益還元の計算方法等については、判断のばらつきが生じないように、執務参考資料において明確化を図りたい。また、農山漁村再生可能エネルギー法においては、設備整備計画において農林漁業の健全な発展に資する取組の内容を評価するものとしているほか、市町村が基本計画において関連する目標を立てることも可能となっているところ。 ご意見を踏まえ、制度の実効性を確保してまいりたい。
	3 周辺農業者・住民への環境影響審査・事業者義務 農地の上に建造物を置くこと自体が不安。ソーラーパネルが破損した場合の損害を考慮すると、到底メリットがあるとは考えにくい。夏場のソーラーパネルは非常に高温になり、周囲の気温も上がると思われる。野菜の成長に影響がないといきれるのか。農家の副収入として、と言うならば、農業一本でやっていけるように国が保証すべきだ。 食料安全保障をしっかりと守っていただきたい。	ご意見を踏まえ、農業と両立し、地域と共生する望ましい取組の導入が図られるよう、適切に制度を運用してまいりたい。

	3－4 特認制度について	
	特例的対応の柔軟な運用について（同旨10件） 営農型太陽光発電に係る特例的な対応の「科学的根拠」の要件について、公的機関・大学等に限定せず、より柔軟かつ実態に即した運用を求める 1. 科学的根拠の担い手・データ範囲の拡大 現行の「公的機関及び大学並びにそれらが設置する研究機関が得た科学的根拠」という要件は限定的であり、地域の特徴・多様性に即じた対応が困難となる懸念がある。以下を科学的根拠として認めるべきである。 ・ 民間事業者や農業者自身が営農を通じて蓄積した複数年の栽培実績・出荷実績・実証データ ・ 少なくとも、公的機関・大学等による検証を経た民間データ ・ 既存の営農型設備下における収穫実績データ（特定遮光率下での収量維持・増加等） ・ 都道府県等の自治体が設置する試験研究機関・普及指導機関が得た知見（「公的機関」に含まれることを明記すべき）・公的機関・大学の研究施設に限定しない、農業者・民間企業による試験栽培の結果 2. 要件・運用の柔軟化と明確化 ・ 「公的機関による複数年実証」という要件は現実的でなく、既に十分な収量実績がある場合は当該栽培実績を根拠と認める、または「最低1年間の実地検証と栽培実績」を認めるなど、柔軟に対応すべきである。 ・ 環境が類似する隣接市町村（都道府県をまたぐ場合を含む）での栽培実績も考慮し、市町村が総合的に判断できる仕組みを設けるべきである。 ・ 十分な実績と科学的知見がある場合は、公的機関・大学等による関与・検証を必須とせず、特例的対応や計画への位置付けを認める仕組みとし、実態に即した迅速な事業展開を阻害しない運用を求める。 3. 基準の明確化 各基準について、科学的・法的根拠、必要性、例外規定、比例性、および救済手続を明確にすべきである。	今回の制度改革においては、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 基本方針においては、大学のほか、普及指導機関を含む公的機関や、自治体等が設置する研究機関についても主体として明示しているところである。 また、特例を設ける場合に必要な根拠については、こうした公的機関が自ら行う試験に限らず、公的機関と農業者・民間が共同で行うものも対象としたいと考えており、 適正化を図る上では厳格な運用も必要と考えているが、ご意見を踏まえ、地域の特徴・多様性に即じた取組が将来的に取り入れられるよう、制度を運用してまいりたい。
	4 国の支援	
	基本計画作成に向けた国による支援等について（同旨17件） 営農型太陽光発電の設備整備計画認定（農地一時転用許可）にあたり、市町村による基本計画の策定を必須要件とすることについては、時期尚早であり大幅な見直しが必要である。以下の問題点を踏まえ、経過措置をはじめとする対応を強く求める。 ① 自治体の体制・知見・リソース不足 ・ 自治体には営農型太陽光発電に関する専門的知見やリソースが不足しており、施行時期までに体制が整う可能性が低い。 ・ 再エネ部門と農業部門の縦割り構造が調整の障壁となる懸念がある。 ② 事実上の全国的停止と普及・導入への悪影響 ・ 現状では基本計画を策定済みの自治体は全国的に極めて少数にとどまっており、未策定自治体では新規事業が事実上不可能となる。 ・ 参入障壁が高まり、国が掲げる再生可能エネルギー導入目標や脱炭素社会の実現、地域農業振興に逆行する過剰な規制となりがちでない。 ・ 農家の負担増大や、地元と無関係な大手コンサルによる画一的な計画の量産が懸念される。 ③ 優良事業者・農家への不利益、地域間格差の固定化 ・ 地域と共生し農業振興に真摯に取り組む事業者や農家の機会が理不尽に奪われる。 ・ 基本計画の策定有無により地域間の不均衡が生じ、固定化するおそれがある。 ④ 地方分権・自治体の実情への配慮不足、手続の不明確さ ・ 一律の義務付けは地方分権に逆行しており、各自治体の実情を考慮していない。 ・ 基本計画未策定自治体における申請手続の可否が不明確である。 求める対応 ・ 経過措置の設置（少なくとも3年間）：従来の農地一時転用許可制度への回帰または暫定的な存続を認め、その間には従前の運用を継続可能とし、制度移行における空白期間を生じさせないこと。 ・ 十分な移行期間・応答期限の設定：自治体への応答期限を設定すること。 ・ 国・都道府県による支援体制の構築：モデル提示・専門家派遣・実務支援の強化を行うこと。 ・ 財政的支援の明記：現況調査・専門人材活用・協議会運営等の経費補助を政策文書に明記すること。 ・ 先行的な理解醸成と支援制度の整備：義務付けに先立ち、国による自治体への理解醸成と支援制度の整備を行うこと。	今回の制度改革においては、事業者の予見可能性や基本計画の策定を含む準備期間を確保する観点から、改正農地法施行規則の施行日を令和9年4月1日とするとするとともに、同令附則において、営農型太陽光発電に係る基本計画が策定されていない市町村において施行から4か月間は農地法に基づく一時転用許可申請を行うことを可能とする経過措置を講じるものとしているところ。 ご意見を踏まえ、制度の移行に向けて基本計画の雛形や執務参考資料を早急に整備するとともに、基本計画を作成する意向のある市町村等に対しては説明会等を通じて支援してまいりたい。
	科学的知見・データの活用・国によるデータベース整備（同旨17件） 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の適切な制度運用を実現するため、国は以下の取り組みを推進すべきである。 【科学的知見・データの収集と整備】 作物別・地域別の遮光率、日射量、収量・品質への影響、光合成特性、高温障害、栽培管理技術等に関する実証データの収集・研究を継続的に進めるとともに、農研機構・都道府県農業試験場・大学・民間実証事業の成果を一元的に整理したデータベースを構築・公開すべきである。また、管理された試験栽培の実施環境を整備し、オランダ等の海外先進事例も積極的に参照すべきである。 【民間データの活用と協力体制の構築】 知見収集・検証の枠組みには、実務を通じて営農実績データを蓄積している民間主体も含め、官民連携による体系的なデータ活用を推進すべきである。 2. 【基準の透明性・説明責任と定期的見直し】 遮光率・最低地上高・通路幅・単収水準等の各種数値基準については、その算定根拠となる調査結果および科学的知見を公表することが行政の説明責任として求められる。また、新たな知見が得られた際には基準を定期的に見直す仕組みを設けるべきである。 【現場支援ツール・情報提供の充実】 推奨品目・品種および遮光条件下での栽培管理に関する具体的情報の提供、発電と農産物収量量のシナジー・トレードオフを試算できるシミュレーションツールの公表など、現場の判断を支援する実践的な情報提供を充実させるべきである。 【制度運用の透明性・予見可能性の確保】 市町村・農業委員会等による判断の透明性を高めるため、判断事例・特例事例・科学的根拠として認められた資料等を蓄積・公開し、申請者にとって予見可能な制度設計とするとともに、過度な事務負担のない簡便で柔軟な運用を実現すべきである。	ご意見を踏まえ、望ましい営農型太陽光発電の推進に向け、国において知見の収集に努めるとともに、将来的にはデータベースの構築等も検討してまいりたい。 また、今後も新たな知見が得られた場合等、必要に応じて制度の見直しを行いたい。
	5 基本計画作成に関すること	
	基本計画未作成自治体向けのセーフガード規定の創設（同旨5件） 1. 未策定時における申請・審査機会の確保（全国一律の枠組み） 基本計画が未策定の市町村においても、優良案件が申請・審査機会を失わないよう、一定の条件を満たせば申請可能とする全国一律のガイドライン・暫定措置を明文化すべきである。 2. 事業者の申請権と協議・審査の仕組みの整備 事業者が都道府県または国へ協議・申請できるセーフガード規定を施行規則に明記するとともに、事業者の申請権と知事による一定期間内（標準30日以内）の回答義務を定めるべきである。あわせて、事業者の申請書類を基本計画素案とみなす「準計画制度（仮称）」や、農地法に基づく一時転用許可を可能とする暫定措置を設けるべきである。（意見2・3・4・6） 3. 既存事業者の保護（予見可能性・財産権保護） 市町村の計画未作成を理由に既存の営農型太陽光発電の継続が困難とならないよう、必要な経過措置を明記すべきである。申請先の不在は設備撤去や融資上の不利益に直結するため、予見可能性と財産権保護の観点から不可欠である。	今回の制度改革においては、事業者の予見可能性や基本計画の策定を含む準備期間を確保する観点から、改正農地法施行規則の施行日を令和9年4月1日とするとともに、同令附則において、営農型太陽光発電に係る基本計画が策定されていない市町村において施行から4か月間は農地法に基づく一時転用許可申請を行うことを可能とする経過措置を講じるものとしているところ。 また、既存設備の許可期間の更新に係る再申請に当たっては、基本計画の作成状況を問わず当分の間、農地法に基づく一時転用許可申請を可能としているところである。 このほか、事業者から基本計画の作成を提案することも可能となっているところであり、優良な取組については導入が図られるよう適切に制度を運用してまいりたい。
	基本計画作成に当たっての判断基準の明確化、事務負担の軽減等について（同旨37件） 営農型太陽光発電の制度設計・運用にあたっては、責任と負担を市町村に過度に転嫁することなく、国・都道府県が主導的に支援を行い、地域間格差なく円滑かつ公平な制度運用ができる環境を整備すべきである。 1. 国・都道府県による支援体制の整備 多くの市町村では人材・専門知識・予算が不足しているため、国・都道府県は以下を整備すべきである。 ・ 技術的支援：標準モデル・記載例・実務資料・マニュアルの早期提供、専門家派遣、相談窓口の設置 ・ 財政的・人的支援：基本計画策定・協議会運営・認定審査等の新たな事務への支援 ・ 責任の明確化：市町村が書面で照会・回答を得られる仕組みを設け、その判断や審査請求・訴訟時の負担を国・都道府県が担う構造の構築 ・ 基本計画策定の促進：国による誘導の仕組みの明示、都道府県の推奨作物リスト等の整備、試験研究機関の技術支援機関化 2. 判断基準の明確化・標準化と柔軟な運用 ・ 「一般的な販売ルート」等の曖昧な規定を、Q&A・ガイドラインとして法令公布と同時に明示 ・ 遮光率・日射量・単収減少等の測定・算定方法を統一的に提示 ・ 認定基準・標準処理期間・採否理由の公表徹底 ・ 地域特性に応じた科学的根拠に基づく柔軟な基準設定と、担当者交代等による不安定さを排した公正な運用 3. 事務負担の軽減と円滑な制度移行 ・ 実施状況報告の全国共通・電子提出可能な標準様式やチェックリスト、研修機会の提供 ・ 新規制導入時の十分な猶予期間・経過措置と、制度運用能力向上のための移行期間の確保 国・都道府県は、①支援体制の整備、②判断基準の明確化と柔軟な運用、③事務負担の軽減と移行期間の確保を一体的に推進し、地域間格差なく再生可能エネルギーの導入が進む環境を整備すべきである。	ご意見を踏まえ、基本計画の雛形や執務参考資料を早急に整備し、判断基準の明確化を図るとともに、必要以上の事務負担を生じないよう配慮しながら運用してまいりたい。

	協議会制度運用に当たっての明確化（同旨13件） 農山漁村再生可能エネルギー法（再エネ法）に基づく新たな制度の運用にあたり、営農型太陽光発電事業を地域と共生する形で推進するため、地域意思を十分に反映させ、住民の生活の質に配慮した合意形成の仕組みを構築すべきである。具体的には、以下の点を重視・明確化することを求める。 1. 制度移行の継続性の明確化 従来の農地法に基づく地域計画協議における同意プロセスの運用が、新制度下でも継続されるのかを明確にすること。 2. 「地域の合意」の意義と手続の明確化 「協議が調っていること」の意義、合意形成の具体的手続、反対意見がある場合の対応、および協議が調わない場合に認定を行わないと判断できることを明確にすること。 3. 柔軟かつ適切な合意形成の重視 地域協議会の設置を一律の必須条件とするのではなく、地域の実情に応じた多様な合意形成の方法を認めるべきである。「協議会の設置」という形式そのものよりも、「適切な合意形成」が実質的に図られることを重視すべきである。 4. 十分な情報公開と意見聴取による地域意思の反映 3・事業者や行政だけでなく、周辺農業者・農業委員会・土地改良区・地域住民等の関係者に対して十分な情報公開と意見聴取を行い、地域の意思を事業計画に反映させる仕組みを設け、一方的な事業計画の推進を防ぐこと。 ・協議対象者、提示資料、合意判断基準、記録・公開方法を明確化すること。 5. 地域計画との整合性の確保 営農者が地域計画に記載されていない場合、または地域計画に係る協議の場で営農型太陽光発電の実施について協議が調わない場合には、これらを認定の要件を満たさないものとして取り扱うことを明確にすること。 6. 協議不成立時の理由の書面化と意見表明機会の保障 ・協議が調わない場合、協議会はその理由を書面で明らかにすること。 ・申請者に対し意見を述べる機会を与えることを規定・義務付けること。 7. 住民への丁寧な説明と合意形成の義務化 全国各地で問題視されている「住民への説明の欠如」や「住民の許可を得ないままの事業推進」はあってはならない。事業者に対しては、斜面崩落リスク・反射光・地表温度上昇などの実害や住民の不安に対する丁寧な事前説明と合意形成を義務付けるべきである。 8. 設置後の維持管理・対応の義務化 設置後においても、除草・メンテナンスの実施、および住民からの不都合の申し出への対応を事業者に義務化すべきである。	ご意見を踏まえ、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会等において合意形成に向けて協議する際の確認の視点や協議の流れ、様式例等を明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。
	6設備整備計画の認定に関すること	
	災害リスクへの厳格な対応 改正案の防災面における環境への影響への懸念や、第三者への損害に対する補償方針の明確化が認定要件とされたことに強く賛同するが、傾斜地や耕作放棄地の活用に際しては、災害リスクを厳格にアセスメントし、少しでも崩落等のリスクが認められる場合は設備整備計画を認定しないよう、市町村に対するガイドラインをより強固なものにすべきである。	ご意見を踏まえ、環境影響評価制度等と連携を図りながら、適切に制度を運用してまいりたい。
	施設撤去の実効ある運用について（同旨14件） 営農型太陽光発電設備の撤去・処分について、事業者の倒産・撤退・資力低下時にも農業者・土地所有者・自治体・住民に負担が及ばないよう、以下のとおり実効性ある制度を構築・義務化すべきである。 ① 確実な資金確保制度の義務化と処分費用の明確化 誓約書への依存を脱し、積立・信託・保証・保険や外部積立（プール金制度）等による確実な資金確保を義務化するとともに、証明書類の提示を要件化する。FIT対象外・非FIT設備についても国指定の第三者機関による積立・管理制度を創設する。あわせて、有害物質・産業廃棄物処分を踏まえ「撤去費用」に限らず「撤去・処分費用」まで含めて明確に確保・確認する。確認は認定時のみならず、毎年の報告時や事業譲渡時にも行う手順を定める。加えて、物価上昇を考慮し、将来の撤去費用額の目安を国が地域ごとに示すべきである。 2 不適切事業者への実効性ある対応と存置時の法的取扱いの明示 悪質事業者が倒産・破産により行政処分や費用負担を回避する事態を防ぐため、撤去費用の事前預かり、迅速な許可取消・撤去命令等の強制的手段を整備する。農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定取消しの履行期限を具体的に定める。また、事業終了後に施設を存置する場合の建築基準法の適用関係を事前に明示する。	撤去費用の積立・供託等を課すことについては、財産権への配慮の観点から慎重な検討を要するものの、事業が中止となった場合には確実に撤去されるよう、撤去費用の見積りや資力の確認書類、事業者が変更された場合の届出等を確認することについて、運用を徹底し、撤去の必要が生じた際には適切に原状回復が行われるよう制度の実効性を確保してまいりたい。 なお、今般の省令改正に併せて、撤去費用のチェックの強化等のため一時転用許可期間を短縮することを検討している。
	撤去・原状回復の確実な実施への賛同・強化要求（同旨3件） 営農型太陽光発電設備の設置および運用にあたっては、農地としての機能を将来にわたって維持し、事業終了後の原状回復を確実にする観点から、以下の点を求めます。 1. 支柱基礎の工法について 設備の支柱基礎の施工は、適切な営農の継続や農地機能の維持、および容易な撤去を可能にするため、農地への影響が小さく、撤去・原状回復が容易な杭基礎等の工法を原則とすべきです。 その上で、農地への影響が限定的で容易に撤去できるプレキャストコンクリート製品等については、生コンクリート打設基礎とは区別し、使用禁止の対象から除外して認めるべきです。また、地盤条件等により現場打設コンクリート基礎がやむを得ない場合は、影響を最小限に抑え、撤去・原状回復方法を明確にすることを条件に、例外的に認めるべきです。 2. 撤去時の措置について 太陽光パネル撤去時における環境負荷を軽減するため、撤去費用の確保に加え、事業者に植林などの環境回復措置を義務付けることを求めます。 3. 事業の位置付けについて 一方で、撤去費用が確保され、一時転用の形で事業を進めるのであれば、農地に取り返しのつかない影響をもたらすものではないと考えます。したがって、上記の条件を確保した上で、営農型太陽光発電を推進していくことが望まれます。	ご意見を踏まえ、撤去が容易な施工方法の明示等を行いながら、適切な営農型太陽光発電の導入を図ってまいりたい。
	不適切事案・不正行為への対応強化、善良な事業者への配慮（同旨11件） 1. 不適切事業者への厳格な対応 不適切な営農型太陽光発電事業（偽装営農・営農放棄・法の抜け穴を利用した開発行為など）に対しては厳格な取り締まりが必要である。そのため、以下の対応を求める。 ・「単収2割以上の減少がないこと」「年間50万円以上の生産・販売実績」等の具体的な数値基準の明確化による偽装営農の排除 ・市町村による毎年の実施状況報告書の審査徹底と、基準未達事業者への認定取消しの迅速な実行 ・違反事案については、自治体から国へ報告し、国主導で勧告・命令・撤去を行う仕組みの基本方針への明記 ・実地検査・現地調査の徹底による実効性ある監督・是正体制の構築 2. 相談・支援体制の整備 国は不適切と判断された事業者へ直接指摘を行うとともに、事業者・営農者が営農上の課題について国の相談窓口と直接相談できる体制を整備すべきである。また、国からの強力なバックアップ体制により、自治体が適切に対応できる環境を構築することが求められる。 3. 善良な事業者への配慮 不正対策は必要不可欠である一方、真摯に取り組む善良な事業者に過度な負担を課したり、事業継続を困難にしたりするものであってはならない。規制の強化にあたっては、手続の複雑化による事前規制よりも、実態に即した適切な取締りを優先すべきである。 4. 経済的インセンティブによる予防的措置 不適切事業の根本原因は売電収入への過度な偏重にある。これを抑制するため、遮光率や農業収益の割合に応じた固定資産税等の税制上のインセンティブ調整により、投資目的の参入を経済的合理性に基づいて予防的に抑制する仕組みの導入を検討すべきである。 5. 基本理念への賛同 政策の基本理念である「適切な営農の継続・農業者への利益還元・地域との共生」に賛同し、これらの理念が実効性をもって実現されるよう、監督・是正体制のさらなる強化を求める。	ご意見を踏まえて、不適切な事業者への厳格な対応や相談体制の整備等を行ってまいりたい。
	実効性ある罰則・認定取消・公表制度の整備（同旨6件） 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）に係る設備整備計画の認定制度について、不正・不適切事案への対処を強化するため、以下の措置を講じるべきである。 1. 不正な計画認定への厳格な対応 虚偽申請や私文書偽造等の不正手段により計画認定を受けた事業者に対しては、認定取消にとどまらず、計画作成市町村および国による即時の刑事告発を原則化すべきである。あわせて、不正発覚から破産手続開始までの間に経営陣へ移転された資産等について、迅速な回収・差押えを支援する法的ガイドラインを整備すべきである。 2. 経営者責任の明確化と計画倒産・夜逃げ対策 法人格の乱用を防ぎ経営者個人の責任を明確化するため、認定要件として代表取締役等による撤去債務・原状回復債務の連帯保証（個人保証）を必須条件とすべきである。また、資産隠しや組織変更・休眠化といった責任回避行為に対しては、厳格な罰則および損害賠償請求の対象とすべきである。 3. 不適切な営農に対する監督の厳格化と確実な事後措置 収量の著しい低下、営農放棄、虚偽報告等の不適切な営農が確認された場合には、指導を繰り返すだけでなく、改善期限を明確化（指導から2年以内と省令に明記）し、期限内に改善が行われない場合には撤去命令の発出、認定取消、設備撤去、農地の原状回復まで確実に入る厳格な監督・取消の仕組みを構築すべきである。特に「望ましい営農型太陽光発電」の基準から著しく乖離し、実質的な営農が行われていない事業については、農地一時転用許可の厳格な取消しやペナルティ適用など事後的な取締りを徹底すべきである。	ご意見を踏まえ、営農が適切に行われない等の状況が確認された場合の指導や勧告、認定取消しや原状回復命令に至るまでの流れを明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。
	災害時の環境汚染・有害物質流出リスク（同旨4件） 営農型太陽光発電設備の設置については、環境面・安全面の観点から重大な懸念がある。 具体的には、支柱・パネル本体・パワーコンディショナー等の部材から重金属等の汚染物質が溶出し、田んぼの土壌や育成作物、周辺の農地・水路に悪影響を及ぼすことで、環境汚染や健康被害を招くおそれがある。また、故障や破損によって汚染物質が漏れ出るリスクも無視できない。 加えて、土砂崩れや水害などの災害時に設備が破損した場合、毒物流出などの予期せぬ事態が発生する可能性があり、災害リスクを高めるおそれがある。 これらのパネル破損時の損害リスクを踏まえると、営農型太陽光発電にメリットがあるとは考えにくく、容認できない。したがって、導入にあたっては重金属溶出等による影響について詳細な調査を行うべきである。	太陽光発電設備の安全基準自体は今回の改正対象である法令に規定されるものではないものの、ご懸念のように農地や環境に悪影響を及ぼすこととならないよう、関係する法令・ガイドラインに基づき、適切な導入を促してまいりたい。

	認定期間の上限・目安が示されていない（同旨 6 件） 営農型太陽光発電に係る設備整備計画の認定期間については、設備の耐用年数、資金調達の返済期間、FIT/FIP制度の調達期間等を踏まえ、事業の予見可能性を損なわない十分な長さとすることを求める。 その際、認定期間の標準を明確化するとともに、一時転用許可期間や資金調達期間との整合を図るべきである。あわせて、国が上限を定め、市町村が認定期間を設定する際に考慮すべき事項を示すべきである。 なお、営農の適切な継続は毎年の報告と指導によって担保されるものであり、認定期間を短縮する必要はない。 また、既存の営農型太陽光発電事業者は、耕作放棄地の活用、六次産業化、農業近代化、二毛作ビジネスモデルの確立等を通じて農業経営に貢献しており、こうした既存事業者の実績や成果が新たな規制案に十分反映されていないことを懸念する。	認定期間については、営農が適切に行われない場合等における撤去の確実性を確保するため、定期的に更新が必要と考えており、適切に営農が継続されていれば再認定により期間を更新することは可能である。 また、今回の制度改正はこれまでの取組実績を踏まえて実施したものであるが、ご意見を踏まえ、優良な取組が適切に評価されるよう、制度を運用してまいりたい。
	7 その他	
1	国産パネル・ペロブスカイト太陽電池の優遇・中国製排除（同旨 2 件） 安全保障の観点から、現状では海外産の太陽光パネルが多数設置されていることを問題視する。この状況を改善するため、国産太陽光パネルの導入推奨と優遇措置を求めるとともに、許可要件の一つとして国産パネルに限定することも有効な手段として提案する。	認定の要件として国産パネルへの限定を行う考えは現時点で無いものの、国産のペロブスカイト等の導入に向け、その導入方法や効果の検証等を図ることは重要と考えており、ご意見を踏まえ、さらなる知見の収集・検証に努めたい。
2	小規模自治体における事務負担の増加等について 環境省が毎年実施している調査では、小規模自治体においては「人材」「ノウハウ」「情報」の不足が地域脱炭素を進める上で大きな課題となっている。 今回の省令改正では、自治体が基本計画を策定し、協議会を設置した上で認定基準を整備することが求められている。しかし、人口減少や職員不足など多くの課題を抱える自治体では、既存業務を維持すること自体が困難になりつつある。こうした状況で新たな事務負担を課すことについては慎重な検討が必要であり、地方自治体の意見を十分に反映した制度設計となっているのかについても検証が求められるのではないかと。	今回の制度改正は、農地に太陽光発電設備が導入される場合においては農業と両立する望ましい形で導入されるよう、適切な営農の継続が大前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めることにより、規律強化を図るものであり、適正化が図られることで、違反事例に対する指導等の負担増大を抑制する面もあると考えている。 ご意見を踏まえ、基本計画の雛形や関連する様式等の資料を整備すること等により、基本計画の策定等の事務負担の軽減についても取り組んでまいりたい。